

(行政視察・政務活動・**議員研修**) 報告書

平成27年11月< 日

白石市議会議長 佐久間 儀 郎 殿

議員氏名 大野栄光

下記のとおり行いましたので報告いたします。

期 間	平成27年10月26日(月) ~ 10月27日(火)
調査・研修先	平成27年市町村議会議員特別セミナー
調査事項 (研修事項)	「日本の火山活動と防災」 13:30~15:00
対応者・講師等	小山真人氏 静岡大学防災総合センター教授副学長 研究部教授
概 要	1. 火山活動の噴火と加害現象
① 背景・目的	① 原動力による噴火の3分類
② 内容・特色	(水蒸気噴火)(マグマ噴火)(水蒸気・マグマ噴火)
③ 主な質疑	② 火山で起る危険な現象
④ 考察	○ 空から降る 大きな噴石(火山弾) 小石噴石(20g)
(感想、課題、 政策提言等)	火山灰 ○ 火口から流る 溶岩流: 火砕流・火山泥流 土石流
10月26日 13:30~15:00	○ 火口から漂う 火山ガス (水H ₂ O)(二酸化炭素(CO ₂) (硫化水素H ₂ S) 二酸化硫黄(SO ₂) (塩化水素HCl)
	* 水以外は猛毒(濃度が高い場合) 匂いがあるうちは低濃度
	2. 村東火山広域避難計画
	① 広域避難における避難者受け入れを明確化・ 避難実施市町村 受け入れ市町村 県・国へ 避難の流小(一時集結地)に一目知れ受け入れ避難所
	② 広域避難の軸となる広域避難路を指定
	③ レベル1(平常)において火山活動が活発化の傾向を



示している時に情報収集体制を。→レベル3から開始する
避難対応の準備。

④ 避難対策に必要な項目を対応事項表を作成。

・自然の災害と恵みは表裏一体。

悲しい災害であっても長い目で見れば大きな恵みを
人間社会にも与えているものが多い。この事に気が
ないと災害は単なる不条理で中々に苦しいものになる。
火山のリスクと恵みの両者についてバランスのとれた防災
教育が必要である。

10月26日
15:00~16:45

「災害時の要援護者支援」 15:00~16:45
講師 鍵屋 一 (かぎや ひと) 氏
跡見学園女子大学観光コミュニケーション学部
コミュニケーション学科教授

平成23年 3月11日 pm14:46 東日本大震災

死者 19225名 計 21829名

行方不明者 2614名

避難者 219618名 関連死 294名 (復興庁427.4)

1. 防災の正四面体

① 自助、我家の防災マニアル 家族防災会議から始まる。

・減災対策 (家具固定、ガス配管防止等)

・家族の連絡先

・持ち出し品 (備蓄、猫砂→携帯トイレ、水道(食料
薬、お風呂、トイレ、タオル、タオル、
新聞紙、お袋、風呂の残り湯、
特別に必要なもの等々)。

② 近助、近所、消防団、自主防災組織、防災訓練
などの活動に積極的に参加し関わる。

③ (新しい) 共助、ボランティア、NPO、企業などに協定

④ 公助、行政 国(自治体、警察、消防、自衛隊)
病院、学校などへの防災計画、BCP、区域連携
又 要援護者の支援

・要援護者は避難、情報伝達、避難支援、避難
生活等十分な支援が受けられない。近所の人と
福祉事業者が重要とされる。

・災害前の近所との信頼関係

◎ 近助が強ければ自助も新しい共助も公助も強くなる!

◎ 「ニニ三」の支援

おのれが頼む心も伝える手段不利、心配しれぬ遺れるのは嬉しい

「ニニ三」の支援ならぬ。役に立たない人は居ない。要援護者こそが
「ニニ三」の支援者になる。

10月27日
9:00~10:30

『災害時の議会と役割』

講師

江藤 俊昭氏
山梨学院大学法学部教授、大学院研究科長
博士

住民自治の根幹として議会に活動地を

- 0. 災害時に於ける議会と役割
 - 情報集、監視、提言
- 1. 初期期 (初期態勢発生後~3日)
 - 災害対策本部設置
 - 情報収集、安否確認、地域活動
- 2. 中期 (応急態勢3~7日)
 - 災害情報収集、把握、災害対策会議の指示
- 3. 後期 (復旧態勢7日~1ヶ月)
 - 議会機能の早期復旧、本会議審議公用権
 - 復旧、復興予算等の審議
- 4. 平常に移行 (1ヶ月~)
 - 平常時の議会運営体制、復興計画等の審議

議会改革 - 2つに活動地を

- ・住民に開かれ、住民と歩む議会
- ・意向の場としてだけでなく、議会自ら討議を行う議会
- ・これを踏まえて首長等と政策競争をする議会

ルール化する

- ・平常時と災害時を分け(議会基本条例)
- ・災害時の対応の明確化
- ・その実践としての見直し、訓練

継続的な議会と市民活動との連携活動
これらを一体化を図るべき

10月27日
10:45~12:15

『東日本大震災被災地、南相馬市議会と
二つからの防災対策』

講師 平由 武 氏
復興庁南相馬市議会議員、
南相馬市議会災害対策支援本部設置要領
平成25年6月26日制定

- 第一条 趣旨。
- 第二条 災害の定義。
- 第三条 災害対策本部の設置。
- 第四条 災害対策支援本部の構成。
- 第五条 災害対策支援本部の任務。
- 第六条 議員の対応。
- 第七条 議会事務局の対応。
- 第八条 市災害対策本部への要請等。
- 第九条 市災害対策本部との協議。
- 第十条 記録
- 第十一条 その他

附則 二の要領は、平成25年6月26日から施行する。
『災害時行動マニュアル』

災害対応

- 初動 ① 市の災害対策本部設置と対応の要請が発生した場合、議長及び副議長は議会事務局に参集。
- ② 市の災害対策本部を護送した場合、事務局長から議長に、直電連絡。
- ③ 議長は副議長と協議し、議会災害対策支援本部の設置を決定。
- ④ 議会災害対策支援本部を議会控室に設置。
- ⑤ 議員及び市に対し、議会災害対策支援本部の設置を報告。
- 初期 ① 各議員は自身の自宅、居所、車絡先等に議会災害対策支援本部と連絡。
- ② 各議員は本部の指示に基づき本部に集集、対応現場における情報収集及び支援活動への協力。
- 中期 ① 市災害対策本部との情報交換及び諸要請の実施。
- ② 被災者に対する助言及び相談。
- 後期 ① 全量協議会を円滑に、被災者状況の掌握。
- ② 市災害対策本部への協力。
- ③ 被災地、避難所等の視察。
- ④ 県、国への要望活動。
- ⑤ 必要に於て臨時会を開催。